

# 風水害見舞金取扱実施規則

神戸市民生活協同組合

## 風水害見舞金取扱実施規則

### (通則)

第1条 神戸市民生活協同組合(以下「この組合」といいます。)は、この組合の定款の定めによるほか、この風水害見舞金取扱実施規則(以下「規則」といいます。)の定めにより、この組合の定款第68条第1項第8号に掲げる事業を実施します。

### (事業)

第2条 この組合が行う風水害見舞金事業は、火災共済契約者(以下「共済契約者」といいます。)が、火災共済契約期間中に発生した風水害により被災し、一定の基準以上の損害が生じた場合に風水害見舞金(以下「見舞金」といいます。)を支払うことを約する事業とします。

### (見舞金の目的の範囲)

第3条 見舞金の目的の範囲は、共済契約者が締結している共済の目的のうち、火災共済事業規約(以下「規約」といいます。)に定める第6条第2項第1号および第2号に該当するものまたは規約第6条第3項に該当するものとします。

### (見舞金の内容)

第4条 風水害見舞金(以下「見舞金」といいます。)の内容は、次に掲げるとおりとします。

- (1) 共済期間内に、暴風雨、竜巻、突風、台風、高潮、洪水、豪雨、雪崩れ、降雪および降雹を原因として、損害を受けた場合に支払います。
- (2) 第1号に掲げる原因により土砂崩れが発生し、損害を受けた場合に支払います。
- (3) 第1号および第2号の規定にかかわらず、地震もしくは噴火またはこれらによる津波または高波を原因とする損害に対しては支払いません。
- (4) 住宅の欠陥および老朽化による雨漏り等(第1号に規定する風水害を直接の原因とした住宅外部の損壊、亀裂、傷、傾斜、変形およびずれに起因しない雨漏り等をいう)による損害に対しては支払いません。
- (5) 第1号および第2号の見舞金の支払いは、1災害につき1回を限度とします。ただし、別表に定める風水害見舞金支給基準のうち、1災害について異なる損害の程度の事故が発生した場合は、支給額の最も大きい額を支払うものとします。

### (見舞金額)

第5条 見舞金の支給金額は、別表「風水害見舞金支給基準」に定める金額とします。

- 2 この組合は、1災害について異なる損害の程度の事故が生じた場合は、先に支払った見舞金との差額を支払うものとします。

### (見舞金の原資)

第6条 見舞金の支払原資は、風水害見舞金積立金(以下「積立金」といいます。)とします。

### (見舞金の減額)

第7条 この組合が支給する見舞金の総額は、積立金の現在額を限度とし、見舞金支払総額が積立金の現在額を超えるような大規模な災害が発生した場合には、この組合は第5条の規定にかかわらず、見舞金の支給額を減額することができるものとします。

### (見舞金の受取人)

第8条 第5条の見舞金は、当該共済契約者に対して支払うものとし、共済契約者が死亡した場合は規約第34条(共済契約による権利義務の承継)第2項の規定による相続人に対して支払うものとします。

(見舞金の請求手続)

第 9 条 第 5 条の見舞金の支払いを受けようとするときは、見舞金受取人は被災の日から起算して 3 年以内に下記の書類を添えてこの組合に請求しなければなりません。

- (1) 関係官署のり災証明書
- (2) この組合所定の風水害見舞金請求書及び被害状況報告書
- (3) 当該損害が 20 万円を超えていることの証明ができる見積書又は請求書等の書類(一部破損の場合)
- (4) その他特にこの組合が要求する書類

(時効)

第 10 条 見舞金を請求する権利は、これを行使することができるときから 3 年間行使しない場合は、時効によって消滅します。

(規則の変更および周知)

第 11 条 この組合は、法令の改正や社会情勢の変化およびその他の事情により、この規則を変更する必要性のある場合は、この規則を変更することにより、変更後のこの規則の条項について、共済契約者と合意があったものとみなし、共済契約者と個別の合意をすることなく諸手続き等の内容を変更することができます。

- 2 前項の場合において、この組合は、変更後の規則および規則の発効時期をこの組合のホームページへ掲載する等の方法により周知するものとします。
- 3 この組合は、第 1 項の規定により変更される内容については、共済契約の満了日以後の更新契約および更改契約から適用するものとします。

附則

この規則の一部変更は、令和 3 年 7 月 20 日から施行し、令和 3 年 10 月 1 日から適用します。

別表 風水害見舞金支給基準

区分	損害の程度	支給額
全壊	住宅がその居住のための基本的機能を喪失したもの。すなわち、住宅の全部が倒壊、流失、埋没したもの又は住宅の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には住宅の損壊、流失、埋没した部分の床面積(以下「損壊部分」といいます。)がその住宅の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住宅の主要な構成要素の経済的被害を住宅全体に占める損害割合で表し、その住宅の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。	10万円
大規模半壊	半壊であって、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められるもので、具体的には損壊部分はその住宅の延床面積の50%以上70%未満のもの又は住宅の主要な構成要素の経済的被害を住宅全体に占める損害割合で表し、その住宅の損害割合が40%以上50%未満のものとする。	6万円
中規模半壊	半壊であって、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められるもので、具体的には、損壊部分はその住宅の延床面積の30%以上50%未満のもの又は住宅の主要な構成要素の経済的被害を住宅全体に占める損害割合で表し、その住宅の損害割合が30%以上40%未満のものとする。	5万円
半壊	住宅がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住宅の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住宅の延床面積の20%以上30%未満のもの又は住宅の主要な構成要素の経済的被害を住宅全体に占める損害割合で表し、その住宅の損害割合が20%以上30%未満のものとする。	4万円
準半壊	住宅が半壊に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住宅の延床面積の10%以上20%未満のもの又は住宅の主要な構成要素の経済的被害を住宅全体に占める損害割合で表し、その住宅の損害割合が10%以上20%未満のものとする。	3万円

一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住宅の破損で、補修を必要とする程度のもの。ただし、損害の額が 20 万円以上の場合に限る。	2 万円
床上浸水	住宅の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないもの。	2 万円